

まくべつ

写真はダニ全滅作戦を展開するヘリコプター

ヘリコプターで

ダニ全滅作戦を

展開

町営乳牛育成牧場が業務を開始したのは昭和四十二年ですが、昭和四十六年にピロプラズマ病が発生、死亡牛も出たところから、この病気の原因であるダニの駆除を昨年から実施し、ことしも去る五月二十四日に、ヘリコプターによってダニ駆除薬を散布しました。

この日、ボルホー%微粒剤二千四百キログラムを積んだヘリコプターは、ダニが生息しているとみられる沢地百二十ヘクタールに、一時間にわたって散布しました。

薬剤の散布は九月上旬にも実施しますが、薬剤散布以来、ピロプラズマ病で死亡した牛は一頭もなく、その効果は確認されています。

広 報

6月号

昭和48年

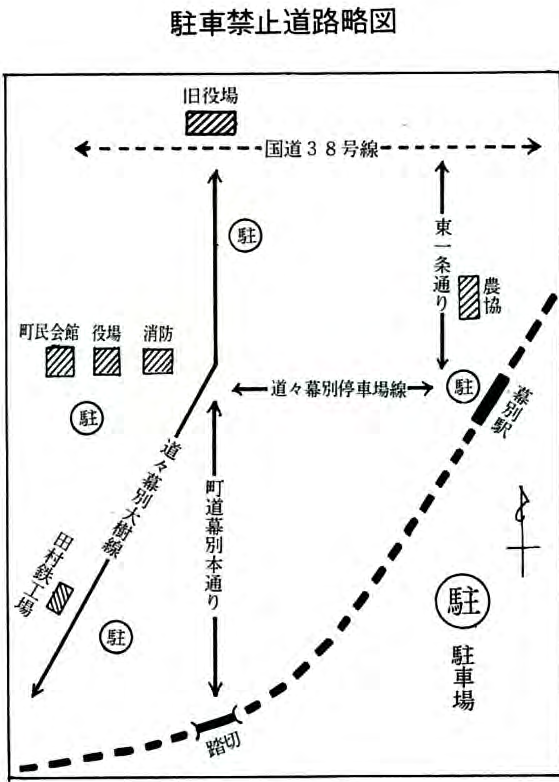
町民駐車を利用しましょう

十月から全面駐車禁止 幕別市街

広範囲になった速度制限

ご承知のように六月一日から幕別市街の主な道路が交通規制の対象となりました。規制された道路の略図は左の通りですが、まだ、とまどっている方もみうけられますので、説明いたします。

これら規制された道路には、下記のような標識が設けられています。



Aの標識のある側は毎月一日から十五日まで駐車禁止となり、終日車を停めることは出来ません。

このほか、次の個所が追越禁止速度制限となりました。

(追越禁止) あかしや木川

商店入口から、温泉坂ののぼり口まで。

(速度制限) 時速四十キロ
札内保育所横の信号機からスーパに加藤まで

スーパに加藤から踏切経由あかしや団地を通過、七号出口稲葉宅まで

田中自転車商会から春日団地入口まで

七号入口から西あかしや団地はづれ稲葉宅まで

なお、速度制限の場所がわからない方は札内市街全域と春日、あ

例年、農繁期から収穫期にかけて農業関係者による交通事故が多発し、昨年は百四十九名(帯広署管内)の方が事故をおこしています。これを月別にみますと多発月と農業関係者の忙しい時期とが一致しており、多忙、疲労が事故発生の原因とみられています。

死亡した方の状態をみますと、歩行中が三名、トラクター運転中が一名、乗用車の運転中が三名。交通安全は農業関係者のみでなく町民全体の方が注意していただく必要はありますが、特に農業関係者は次の点に、ご注意ください。

あかしや団地の全部と記憶しておいでください。

札内市街に駐車場

札内市街の道路は、まだ駐車禁止にはなっていないませんが、支所を訪れる方々の車で、たいへん混雑しております。この混雑を緩和するため、支所の前(児童公園予定地)を、ことしだけの駐車場といたしますのでご利用ください。



農業関係者の交通事故防止

さい。

◎転落、転倒事故防止

トラクターなどは座席が高く重心が高いため転倒しやすく、また砂利道などは路肩から転落転倒しやすいので十分ご注意ください。

◎こどもの事故防止

農業用車輛の周辺で遊んでいた子どもさんを知らずに轢いてしまったという事故が発生しています。子どもを車の周囲で遊ばせないようにし、特に発進、後退時には注意が必要です。

◎乗車、積載違反

積載物の高さが超過したり、重

心が高くなったため横転倒するなどの事故、うず高く積んだ上に乗っていた人が転落死亡した、という事故も多く発生しています。ご注意ください。

◎整備不良車による事故防止
多忙のため車輛の点検整備がそろそそになりがちです。整備不良故障車は事故につながりますので常に整備しておきましょう。

踏切事故に

注意しましょう

最近の踏切事故のうち警報無視しや断無視、列車直前横断など、いわゆる無謀運転が七五%におよび、特にダンプカーなどの大型自動車に、その例がみられています。大型自動車を使用して工事がおこなわれるときは、工事、事業などの輸送規模、踏切環境などの実態により視人の配置、踏切しや断機の整備などを行なったうえで通行してください。

この際、事前に近くの保線区長保線支区長に連絡し安全策をとってください。

(国有鉄道北海道総局)

早くも8件(住宅5件 林野3件)発生

ことしに入っでの火災

原因はほとんどが不注意

幕別消防署がまとめた六月五日現在の火災発生状況をみると、ことしになってから八件が発生、うち五件が建物火災となっています。

五件の建物火災は札内地区三件、幕別および糠内地区で、それぞれ一件ずつ発生しており何れも不注意から。

特に札内地区に多く発生しているのが特徴となっています。

建物火災は、各家庭で油類を使うようになってから急激に増加し、また、建材の関係から焼死事故に

つながる火災となっています。

火災を予防するには、消防機関のみで出来るものではなく、各家庭で、ほんのちよつと注意することによって防止出来るものばかりとなっています。大切な財産を灰にしないよう、火の元には十分に注意しましょう。

- 火災を出さないために
- A ストープやガス・コンロなどの周囲に燃えやすいものを置かない
- B マッチ類を子どもの手の届かない場所に保管する
- C たばこは灰皿で、寝たばこの悪習慣はやめる
- D 寝る前、外出前には必ず火

の元を、たしかめる。

- 火災に備えて
- E 万一の場合の心構えと、とつさの処置について、ふだんから家族全員で話しあっておく
- F 消火器、バケツ一杯の水、避難ロープなどを用意しておく
- G 老人、子ども、病人などを残しての外出はやめ、寝室は避難しやすい部屋を選ぶ
- 火災が発生したら
- H 隣近所に大声で知らせるとともに消防に場所、目標となるものを確実に知らせる
- I 老人、子ども、病人などを、まず避難させる
- J いったん外へ逃げたら品物をとりに絶対にもどらないようにし、もし逃



旧公民館内に老人憩いの家を設ける

旧公民館内に「老人憩いの家」を設けました。

幕別地区の老人クラブでは、定例会を町民会館和室で開き、楽しい一日をすごしています。が旧公民館内の農業改良普及所が役場内に移転したため、その跡を改装しお年寄りが、いつでも自由に休憩出来るようにしました。

げ遅れた人がいたら現場の消防団員または消防署員に、すぐ知らせる



春の連合演習を開催

町消防団では春の連合演習を五月十三日に幕別小学校々庭および

この憩いの家が出来ると、手弁当で訪れ、一日中寝ころびテレビを見るお年寄りや、病院帰りに、ひと休みしていく方々でたいへん喜ばれています。

なお、お年寄りであれば、だれでも自由に利用することが出来ますので、幕別市街に出かけてきた方、または病院帰りの方などは、ぜひ、お立寄りください。

例会の帰りに憩いの家に立ち寄ったお年寄りの皆さん

写真は一斉放水風景

幕別市街十字街で開催しました。幕別小学校では機械器具点検などの訓練を実施したのち、十字街で火災が発生したと想定、各分団八台の消防ポンプ車が現場に急行して、すばやい動作で放水、町民の皆さんから「幕別消防団健在なり」と盛んな拍手をうけました。

篤志寄付者のお名前

▼壁掛け時計一個・木川拓二さん
(本町) から老人憩いの家に指定寄付

▼カラーテレビ一台・幕別ライオンズ・クラブから老人憩いの家に指定寄付



写真はテレビの贈呈式をおこなうライオンズクラブの皆さん

新しい用途地域の都市計画

住みよい

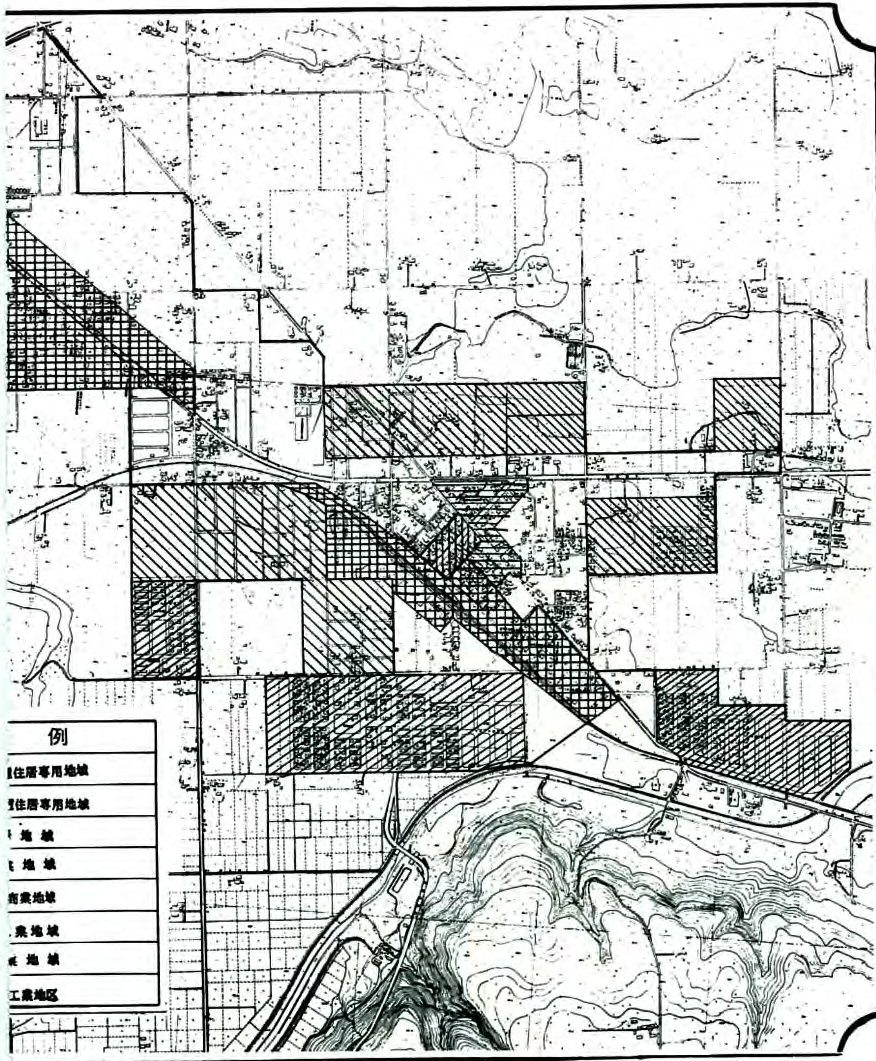
街づくりのために

都市計画法に基づく新しい用途地域（案）を二月九日から二十二日までの間、役場および札内支所で縦覧し、皆さまの意見をお聞きしていましたが、これら意見をも

札内地区市街化区域

とにして昭和四十八年四月一日付幕別町告示八号、九号、十号で、用途地域、準防火地域、特別工業地域を決定しました。その後、帯広圏都市計画道路の変更（前路線の変更）があり、昭和四十八年五月二十一日付、北海道告示オ千五百二十号で、これが決定しましたので、お知らせいたします。

今後は本町の土地利用および都市計画整備事業は、それぞれの方針にもとずき住みよい町づくりを進めることになりました。皆さまのご協力をお願いします。



用途地域 昭和48年4月1日 幕別町告示8号

用途地域	準イ	ベ	容積率	面積	摘要
第一種住居専用地域		40	60	54.4 ha	
第二種住居専用地域		60	200	108.1	
住居地域		60	200	134.0	
近隣商業地域		80	200	8.1	
商業地域		80	400	5.8	
準工業地域		60	200	47.3	
工業地域		60	200	67.2	特別工業地区17.0ha
計				424.9	

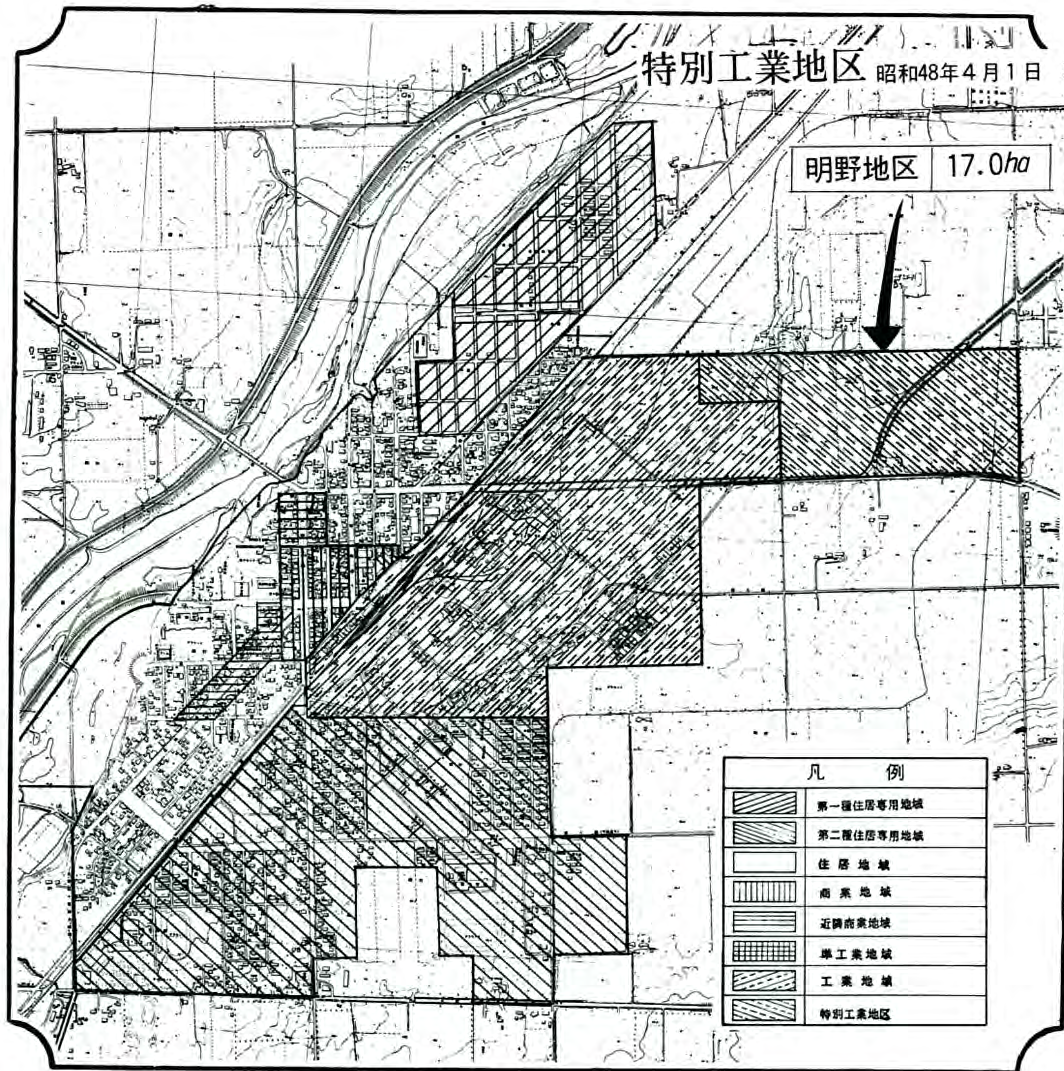
用途地域内の建物の用途制限

例	示	用途制限							
		第一種住居専用	第二種住居専用	住居	近隣商業	商業	準工業	工業	特別工業専用
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○							
兼用住宅のうち店舗、事務所などの部分が一定規模以下のもの		○							
上記以外の兼用住宅			○						
幼稚園、小学校、高等学校			○						
図書館、博物館				○					
神社、寺院、教会				○					
養老院、託児所、公衆浴場、診療所				○					
巡査派出所、公衆電話所、一定規模以下の郵便局				○					
大学、高等専門学校、各種学校				○					
病院				○					
物品販売業を営む店舗（百貨店含む）、飲食店				○					
上記以外の店舗、事務所				○					
ホテル、モーテル、旅館				○					
ボーリング場、スケート場、水泳場				○					
まあじやん屋、ばちんこ屋、射的場				○					
劇場、映画館、観覧場				○					
待合、料理店、バー、キャバレー、ダンスホール、トルコ風呂				○					
営業用倉庫、床面積の合計が50㎡をこえる車庫（一定規模以下の附属車庫などを除く）				○					
自動車教習所、床面積の合計が15㎡をこえる畜舎				○					
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋などの食品製造工場で一定規模以下のもの				○					
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれ極めて少ないもの				○					
＊ 150㎡以下の工場 ＊ 少ないもの				○					
＊ 150㎡をこえる工場または ＊ やや多いもの				○					
危険性が大いかまたは著しく環境を悪化させるおそれがある工場				○					
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設				○					
＊ ＊ ＊ 少ない施設				○					
＊ ＊ ＊ やや多い施設				○					
＊ ＊ ＊ 多い施設				○					
卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場				○					

○ 建てられる用途 ◻ 建てられない用途 （ただし、先に述べたように、特別の許可を受けて建てられる場合がある。）

用途地域	幕別	札内	計
第一種住居専用地域	17.7 ha	36.7 ha	54.4
第二種住居専用地域	55.2	52.9	108.1
住居地域	59.2	74.8	134.0
近隣商業地域	4.2	3.9	8.1
商業地域	4.4	1.4	5.8
準工業地域		47.3	47.3
工業地域	67.2		67.2
計	207.9	217.0	424.9

特別工業地区 昭和48年4月1日 幕別町告示10号

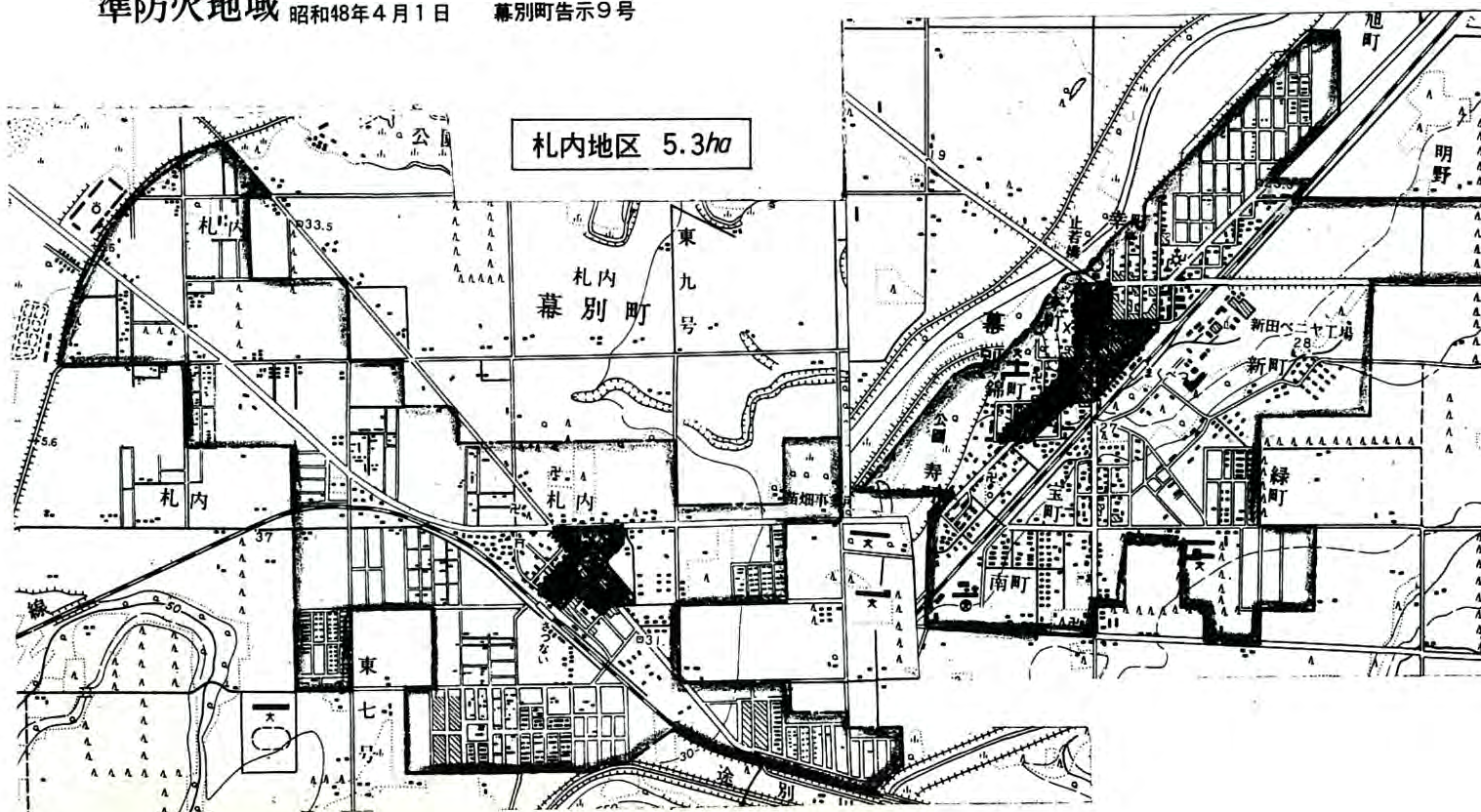


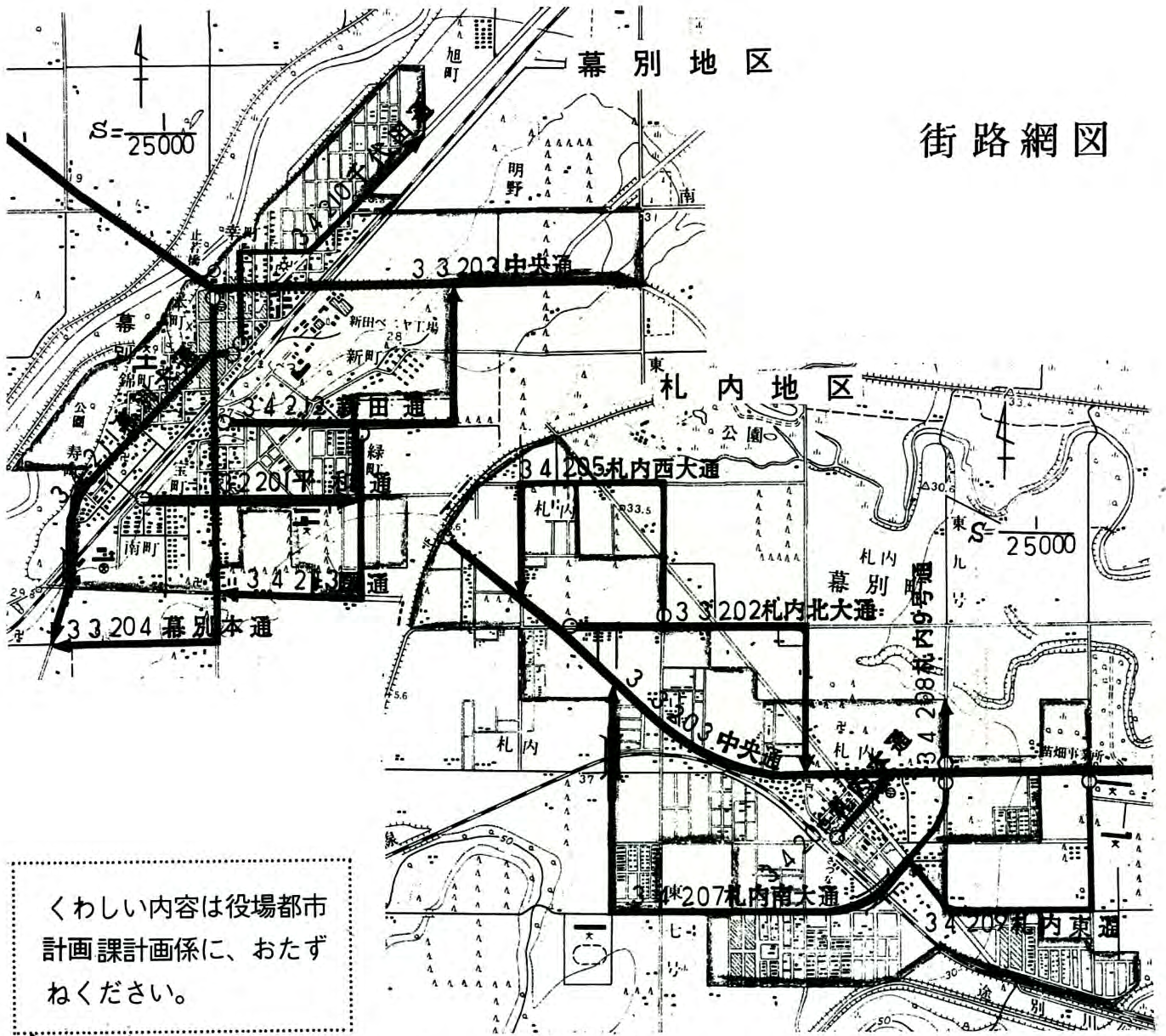
幕別地区市街化区域



幕別地区 8

準防火地域 昭和48年4月1日 幕別町告示9号





くわしい内容は役場都市
計画課計画係に、おたず
ねください。

昭和48年5月21日 北海道告示一五二〇号

幹線街路												種別					
路												番	名				
街												号	称				
線												区	域				
幹												延	長				
路												形	構				
街												式	造				
路												幅	員				
線												造	造				
三四三二	三四三〇	三四二九	三四二八	三四二七	三四二六	三四二五	三四二四	三四二三	三四二二	三四二一	三四二〇	三三二〇	平和通	約八〇m	地表式	三六m	幹線街路と平面交差一箇所 等との交差の構造
幕別大通	千代田通	札内東通	札内九号通	札内南大通	札内本通	札内西大通	幕別本通	中央通	札内北大通			札内北大通	平和通	約八〇m	地表式	三六m	幹線街路と平面交差一箇所
約一四〇m	約一三〇m	約一四〇m	約一三〇m	約一三〇m	約一三〇m	約一三〇m	約一三〇m	約一三〇m	約一三〇m	約一三〇m	約一三〇m	約一三〇m	平和通	約八〇m	地表式	三六m	幹線街路と平面交差一箇所
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	平和通	約八〇m	地表式	三六m	幹線街路と平面交差一箇所
一八m	一八m	一八m	一八m	一八m	一八m	一八m	一八m	二二m	二三m	二七m	二七m	二七m	平和通	約八〇m	地表式	三六m	幹線街路と平面交差一箇所
幹線街路と平面交差一箇所	幹線街路と平面交差一箇所			国鉄根室本線と立体交差 幹線街路と平面交差一箇所				国鉄根室本線と平面交差 幹線街路と平面交差四箇所	幹線街路と平面交差十箇所			幹線街路と平面交差一箇所	平和通	約八〇m	地表式	三六m	幹線街路と平面交差一箇所

なお幕別町錦町一番地々先に約一、六〇〇mの駅前交通広場を設ける

三四三三	三四三二	曙通	約一三〇m	地表式	一八m	幹線街路と平面交差一箇所
三四三三	三四三二	新田通	約一四〇m	地表式	一八m	幹線街路と平面交差一箇所

牧水歌碑の移転鎮座式

関係者多数が出席し開催

幾山河：の歌で名の知られている若山牧水歌碑の移転鎮座式が、昭和十二年に歌碑を建立し除幕した日と同じ五月三十日に、牧水が喜志子夫人と散々した温泉坂の登りきった現地で開催しました。

この移転鎮座式には、昭和十二年の歌碑建立関係者、町内の短歌同好会の方々、町議会議員、それに牧水の生れ故郷・宮崎県下の東郷町より町議会議長・三浦治郎吉さんも出席しました。



式は神式で実施しましたが、あ

ゆみ会の皆さんが幾山河の歌を朗詠して、式典に華をそえました。

このあと、幕別温泉ホテル大広間で映画「幾山河の歌・牧水」を観賞、中寺常次郎、笹島喜八郎、大堀秀司の皆さんから、歌碑建設当時の思い出が披露されました。

なお、東郷町議会議長の三浦さんは、次のような挨拶をおこない、牧水の歌がとりもつ縁で北国の幕別町と南国の東郷町との間で、いろいろな面での交流がはじまろうとしております。

昨年十一月まで、私は北海道の幕別町に牧水先生の歌碑がある、ということを知りませんでした

本日、ご招待をいただき南の果から、はじめて北海道にやってみりました。

牧水先生は旅と自然を愛した偉大な歌人であり、ます。この先生の偉大さを認め、私の町より約十年も早く歌碑を建立し顕

写真は小雨の中で開催された移転鎮座式



出席した三浦東郷町議長

彰してきました幕別町の方々に深く敬意を表する次第であります。今後は牧水先生の歌がとりもつ縁をいかして、幕別町と東郷町が互いに絆を深めてまいりたいと考えております。

植樹と 勤労奉仕

町内で二件の勤労奉仕がおこなわれ、関係者から、たいへん感謝されました

町内の天理教信者の皆さんと有志の方々約三十名が五月十八日に十勝愛育園を訪れ勤労奉仕（ひのきしん）をおこないました。

この日は小雨がパラつく寒さでしたが、皆さんは花壇づくり、園内の草とり、窓ガラス拭きに汗を流しました。

（その二） 幕別ライオンズクラブでは五月二十日午後一時から小雨の中で植樹奉仕に精を出しました。



ライオンズクラブでは「全町を緑に！」を相言葉に、町内の環境整備に力を入れていますが、ことは白樺七十本を旭町団地の小公園に植樹しました。

写真：天理教信者の勤労奉仕と小雨の中で植樹するライオンズクラブの皆さん



米寿を迎えた方に 記念品を贈呈

簡易保険

郵便局の簡易保険では、米寿を迎えた方々に記念品（湯のみ）を贈呈しました。

米寿者にたいする記念品の贈呈は昭和四十四年度から実施していますが、これは米寿をお祝いするとともに、この行事を通じて老人を大切にする風を社会的に醸成し、死亡率の改善に寄与しようとするもので、本町で記念品を受けられた方々は次の通りです。

- 小笠原ナオエ（寿町） 山端
- オツ（相川） 森下マツ（西猿別） 矢野よめ（札内） 吉田
- トメ（札内） 長尾ナカ（千住）
- 安田たり（千住） 飛田種蔵（西楯内）

農薬汚染を追放

飲酒後の散布作業は危険

十勝管内で昨年一年間で使われた農薬は約千六百トン、金額にして十五億円といわれ、年々一〇%程度の伸びをみせております。

だが、BHCなどの塩素剤や水銀剤を使わなくなつて三年ほどになりませんが、現在でも検出され、また、その他の農薬についても安全なもの、ありません。農薬の取り扱い、使用の場合は十分に気をつけるようにしましょう。

町内の皆さんが使っています農薬は十八品目程度ですが、次のような中毒をおこします。

☆有機リン剤

頭痛、だるい、汗が多い、吐き気、息苦しい、食欲不振、冷汗、よだれ、腹痛、目まい、体温上昇

☆除草剤

だるい、汗が多い、皮ふカブレ、目の充血、目が痛む、冷汗、体温上昇

農薬には毒性の強さ、成分、含有量、使用法など注意事項が表示されています。使う前に良く読みましょう。

散布は服装を完全にし、体の弱い人、弱っている人は散布しない

ようにし、散布中の食事、タバコは、よく手を洗つてからにしましょう。

散布が終りましたら入浴して十分に体を洗ふことが大切です。また、農薬で知らず知らずのうち

に肝ぞうが弱つていきますので、酒を飲んでの作業はやめましょう。少しでも気分が悪いときは医者に診察してもらいましょう。

中毒の発生原因は

- ①本人の不注意 三二%
 - ②体の具合が悪いとき農薬を散布したため 二八%
 - ③服装が不完全なため 一四%
 - ④他人の不注意 五%
 - ⑤散布器具の不良 一・五%
- などとなつており、ちよつとした注意で防止できるものばかりです

と町民の皆さんのつながりを一層強固なものにしないでななりません。



皆様のご意見をおよせください

社会情勢の急激な変化に対応して各種の施策をすすめるため、町

苦情を行政に反映させるため町民課内に広聴係を設けて、いろいろな問題を処理しております町政にたいする要望、苦情、陳情その他が、おありの方は、どしどしとお申し出ください。

聞き、これら要望、その他を積極的に

らの要望、苦情

町では、町政の動きを皆さんにお知らせするため

広報紙を発行してありますが、お知らせするだけでは

ので注意に注意を重ねましょう。なお、空袋、空瓶を川の近くに捨てますと毒物が川に流れこみ、魚も住めなくなり、燃やしますと煙といつしよに毒性が広はん囲に広がってしまいます。

農薬の空袋、空瓶は肥料の空袋にでも入れ、地下水の出ない土中深く埋めるようにしましょう。

このほか、農薬の使用方法その他については農薬改良普及所(役場内)に、おたずねください。

一、町民相談の処理

一般的な町民相談は町民課広聴係が相談に応じております。その内容により主管課の説明を必要とする場合もありますので、町民相談室を、ご利用ください。相談室は一階にあります。

二、苦情、要望などの処理

町民の皆さんからの要望、苦情などの窓口は町民課(一階)ですが、各主管課でも直接、これを受理し処理する場合があります。

町民課に、お申し出の場合は、主管課と協議し、直ちに実施できるものは日時、方法などを具体的に、実施出来ないもの、または将来実施する計画がある場合は、その内容を、何れも一週間以内に、お申し出のあった方に、ご連絡いたします。

三、対話集会、青空集会の開催
申し出のあった地区で、対話集

行政相談委員に加藤

さん 再委嘱される

釧路行政監察局では、昭和四十八年度の行政相談委員を委嘱いたしました。本町の担当委員は昭和四十二年から相談委員をつとめています加藤銀市郎さんが再委嘱されました、お役所の仕事にたいする意見や苦情を、おもちの方は、遠慮なく加藤さんにご相談ください

お得意先や知人の電話番号は、あらかじめ表や手帖などにメモしておく、その後の手間ははぶきたいへん能率的です。電話帖が配付もれとなつている場合は帯広③10000(帯広電報電話局第一営業課異動係)までご連絡いただければ郵送いたします。

帯広電報電話局